

別紙

新旧対照表

改正後	改正前
<p>事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第11項の規定による事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>なお、平成15年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による事業化設備等を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合にも、この明細書を使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、事業基盤強化設備の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の貸借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑩」欄の記載に当たり、⑨に乗ずる割合は、平成5年8月2日から平成11年10月24までの間に農業機械化促進法第5条の3第2項第3号に規定する「特定高性能農業機械」を取得等した場合には$\frac{5}{100}$とし、それ以外の場合には$\frac{7}{100}$とします。</p> <p>(5) 「⑪」欄から「⑯」欄には、供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備について記載せず、供用年の翌々年以降に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備についてのみ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(6) 「供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の事業基盤強化設備で、既に対象事業の用に供しなくなつたためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(7) 「⑯」欄と「⑰」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑰」欄の金額をそれぞれ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備については、「⑯」欄のみに記載し、「⑰」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の4、平成15年改正前の措法第10条の3、平成5年改正措法附則第7条、平成11年改正措法附則第8条第1項</p>	<p>事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の4第11項の規定による事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月末満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄には、事業基盤強化設備のリース契約期間において支払われる費用の額（当該設備の貸借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(3) 「⑩」欄の記載に当たり、⑨に乗ずる割合は、平成5年8月2日から平成11年10月24までの間に農業機械化促進法第5条の3第2項第3号に規定する「特定高性能農業機械」を取得等した場合には$\frac{5}{100}$とし、それ以外の場合には$\frac{7}{100}$とします。</p> <p>(4) 「⑪」欄から「⑯」欄には、供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備について記載せず、供用年の翌々年以降に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備についてのみ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</p> <p>(5) 「供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の事業基盤強化設備で、既に対象事業の用に供しなくなつたためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(6) 「⑯」欄と「⑰」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際に使用したこの明細書の「⑯」欄と「⑰」欄の金額をそれぞれ記載します。</p> <p>（注）供用年の翌年に対象事業の用に供しなくなった事業基盤強化設備については、「⑯」欄のみに記載し、「⑰」欄には記載しません。</p> <p>2 提出先</p> <p>納稅地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第10条の4、平成15年改正前の措法第10条の3、平成5年改正措法附則第7条、平成11年改正措法附則第8条第1項</p>